

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 山鹿市税条例の一部を改正する条例
- (3) 山鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (5) 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 山鹿市矢谷渓谷キャンプ場条例の一部を改正する条例
- (7) 山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
- (9) 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- (10) 山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- (11) 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例
- (12) 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和7年12月22日

山鹿市長 早田順一